(u)「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含める。

(v)「サービスの貿易」とは、次に規定する態様によるサービスの提供をいう。

(i) いずれかの締約国の領域から他の締約国の領域へのサービスの提供（越境の態様による提供）

(ii) いずれかの締約国の領域におけるサービスの提供であって他の締約国のサービス消費者に対して行われるもの（海外消費の態様による提供）

(iii) いずれかの締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の締約国の領域内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）

(iv) いずれかの締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の締約国の領域内の当該締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）

(w)「運輸権」とは、いずれかの締約国の領域内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国の領域若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

第五十・二条　適用範囲

1　この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。

2　この章の規定は、次の事項については、適用しない。

(a) 政府調達

(b) 海上運送サービスのうち内航海運に係るもの

(c) 航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼす措置を除く。

(i) 航空機の修理及び保守のサービス

(ii) 航空運送サービスの販売及びマーケティング

(iii) コンピュータ予約システムのサービス

(d) 締約国の雇用市場へのアクセスを求める他の締約国の自然人に影響を及ぼす当該締約国による措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置

3　この章の附属書Ａは、金融サービスに関して、この章の補足規定（適用範囲及び定義を含む。）を定める。

4　この章の附属書Ｂは、電気通信サービスに関して、この章の補足規定（適用範囲及び定義を含む。）を定める。

第五十・三条　最恵国待遇

1　各締約国は、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、その他のいずれかの締約国又は非締約国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定は、附属書七に記載する分野、小分野又は活動に関する締約国による措置については、適用しない。

3　1及び2の規定にかかわらず、附属書八に掲げる締約国は、1及び2の規定の適用を免除されるものとし、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、その他のいずれかの締約国又は非締約国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを考慮するよう努める。第九章に定める紛争解決手続は、この3の規定に関する締約国のいかなる決定についても、適用しない。

第五十・四条　透明性

1　全締約国は、相互の市場にアクセスして業務を行うサービス提供者の能力を向上させる上でサービスの貿易を規律する透明性のある措置が重要であることを認識する。各締約国は、サービスの貿易における規制の透明性を促進する。

公表

2　各締約国は、次の措置及び国際協定を速やかに、かつ、緊急の場合を除くほか遅くとも当該措置及び国際協定が効力を生ずる時までに公表する。

(a) 一般に適用される全ての関連する措置であって、サービスの貿易に影響を及ぼすもの

(b) サービスの貿易に関連を有し、又は影響を及ぼす全ての国際協定であって、自国が当事国であるもの

3　各締約国は、可能な限り、2に規定する種類の措置及び国際協定について、インターネット上で利用可能なものとする。

4　2及び3に規定する措置及び国際協定の公表が実行可能でない場合には、当該措置及び国際協定に関する情報は、他の方法により公に利用可能なものとする。

5　各締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす一般に適用される規制であって、自国が設定し、改正し、又は廃止しようとするものについて、可能な限り、かつ、自国の法令により必要とされる範囲内で、その設定、改正又は廃止の前に全締約国の利害関係を有する者による意見提出のための合理的な機会を与え、並びに公衆から受領した意見及び当該意見に対する検討結果を公表する。

注釈　締約国は、当該意見及び当該意見に対する検討結果を取りまとめ、並びに最終的な規制案を定める文書とは別の文書において当該意見及び当該検討結果を公表することができる。

連絡部局

6　各締約国は、この章の規定の対象となる事項について全締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する。連絡部局は、他の締約国の要請があった場合には、次のことを行う。

(a) 関連する事項について責任を有する事務所又は職員を特定すること。

(b) 当該事項に関して、要請を行った締約国との連絡を円滑にすることを必要に応じて支援すること。

7　各締約国は、次の事項に関する特定の情報についての他の締約国の全ての要請に対して速やかに応ずる。

(a) 2(a)に規定する措置又は2(b)に規定する国際協定

(b) この章の規定に基づく自国の特定の約束の対象となるサービスの貿易に対して著しく影響を及ぼす法令又は行政上の指針の導入又は変更（当該他の締約国に対し、導入し、又は変更した法令又は行政上の指針を事前に通報したか否かを問わない。）

8　各締約国は、自国の一般に適用される関連する措置であって、この章の規定の対象となる事項に関するものに関し、全締約国の利害関係を有する者からの照会に、可能な限り、かつ、自国の法令により必要とされる範囲内で応ずる。

9　各締約国は、前条、第五十・十七条及び第五十・十八条の規定に基づく義務に適合しない法律及び中央政府の他の措置について法的拘束力のない表（透明性に係る表）を作成する（中央政府の他の措置については、可能な限り作成する。）。当該表は、(i)この協定において特定の約束が行われた分野又は第一議定書が効力を生ずる日において効力を有する他の協定（サービスの貿易に関連を有し、又は影響を及ぼすもの）であって、当該表を作成する締約国が当事国であるものに